

第 3 回建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会議事要旨

1 日時

平成 20 年 2 月 14 日（木） 17：00～19：00

2 場所

中央合同庁舎第 5 号館 18 階労働基準局共用第 9 会議室

3 出席者

（委員）菊池委員、工藤委員、神山委員、小西委員、名古屋委員、松村委員、本橋委員、森永委員
（事務局）鶴田安全衛生部長、榎本化学物質対策課長、荒木石綿対策室長、半田労働衛生課環境改善室長、和田化学物質対策課化学物質情報管理官、他

4 議題

（1） 関係業界団体ヒアリング

（2） その他

5 議事要旨

（1） 第 2 回検討会議事要旨の確認が行われた。

（2） 議題（1）について

日本石綿協会、建設 4 団体（日本建設業団体連合会、全国建設業協会、建築業協会及び日本土木工業協会）及び全国解体工事業団体連合会より説明が行われ、意見交換等が行われた。

（3） 議題（2）について

建設 4 団体と全国解体工事業団体連合会のヒアリングの間に、資料 3-3 に基づき、前回議論されなかった事項等について、議論がなされた。また、事務局より前回資料の誤記載部分について説明があった。議論の主な内容については以下のとおり。また、次回のヒアリング予定等について、事務局より説明があった。次回の日程については、3 月 13 日 10 時から開催することとされた。

[特別教育]

- ・ 呼吸用保護具は、付け方によって、フィットしていたり、していなかったりするので、付け方についてちゃんと教育するような機会があったほうがよい。
- ・ 作業主任者は保護具の使用状況を確認することとされているので、ある程度規制はかかっていると理解している。作業主任者がどこまでできて、作業員自身がどこまで知らなければいけないかということを整理しないとイケない。
- ・ 対象者の拡大については、何らかの作業については対象としたほうがよい場合もあるだろう。
- ・ 特別教育の講師の資格については、ある程度バックグラウンドを知っている方にやってもらわないと困難な部分があるのではないか。
- ・ 石綿の有害性については、喫煙による悪影響もしっかりと教えるべきだと考える。
- ・ 特別教育の時間は、保護具については（最低）30 分なので、実際に装着してみるといったことを行うのは困難だと思う。場合によっては別のスキームを検討する必要もあるかもしれない。
- ・ 特別教育については資料がないので、次回以降資料を用意していただいた上で、引き続き議論することとしたい。

[測定について]

- ・ 条例で測定が義務になっているところは測定する。作業環境測定については、あまり測られ

ていない。

- 条例では、マスクをしていない一般人を想定しているから濃度を測る。作業環境では基本的にマスクをしている。測定しても翌日か翌々日に測定結果が出てくるのでは、作業環境改善に役立てることはできず、測定する目的は何かということになる。